２．審査手数料収益の計上基準

審査手数料収益は、自動車審査件数の実績に基づき計上しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 10年～50年 |
| 構築物 | 10年～25年 |
| 機械装置 | ５年～13年 |
| 車両運搬具 | ５年～６年 |
| 工具器具備品 | ３年～10年 |

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアにつきましては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

役員及び職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当該事業年度に負担すべき見込額を計上しております。

⑵　役員退職手当引当金

役員の退職手当の支出に備えるため、自動車検査独立行政法人役員退職手当支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑶　退職給付引当金

職員の退職手当の支出に備えるため、自動車検査独立行政法人職員退職手当支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国有財産の無償使用による機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考に0.398％で計算しております。

６．リース取引の処理の方法

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表関係］

| | |
|---|---|
| 国等からの出向者に係る引当外退職給付見積額 | 3,544,474,999円 |

［キャッシュ・フロー計算書関係］

資金の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 4,893,253,330円 |
| 定期預金 | △2,500,000,000円 |
| 資金期末残高 | 2,393,253,330円 |

［行政サービス実施コスト計算書関係］

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付のうち、貸借対照表に引当金を計上していない部分に係る当期増加額を計上しております。

なお、国等からの出向者に係る引当外退職給付増加見積額として△147,122,015円を計上しております。

［金融商品の時価等に関する事項］

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定して運用しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| ⑴現金及び預金 | 4,893,253,330 | 4,893,253,330 | ― |
| ⑵未払金 | (2,070,032,551) | (2,070,032,551) | (―) |

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定に関する事項

⑴現金及び預金、⑵未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

［資産除去債務関係］

当法人は本部事務室については、不動産賃貸借契約を締結しており、また、検査場の敷地については、国から国有財産使用許可を受けており、賃貸借契約終了時又は検査場の建替・移転時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間は４年から60年、割引率は1.459％から2.5％を採用しております。

当該事業年度における資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 2,370,521,451円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 15,864,504円 |
| 時の経過による調整額 | 53,091,285円 |
| 当事業年度末残高 | 2,439,477,240円 |

［重要な後発事象］

該当する事項はありません。

［重要な債務負担行為］

該当する事項はありません。

（追加情報）

平成25年12月24日付けで閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「交通安全環境研究所と自動車検査独立行政法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。」と分類したうえで、「統合後の新法人については、国から移管される登録関係業務を適正かつ円滑に実施するための所要の体制を確保する。」とされております。